

4. 守備範囲の拡充

○：従来の業務範囲
○：求められている役割範囲



5

5. 知財人材育成総合戦略の策定

- (1) 3ヶ年計画
- (2) 総合科学技術会議が中心

- 人材育成機関の連携
- 国際連携

- (3) 「需給ギャップ」の調査
 - 各分野の目標設定
 - 知財人材スキル標準の検討

6

内閣官房知財戦略推進事務局

分野毎の対策（例）

	職種	内訳	対策
（活用も見据えて権利化化して）	学生		・実際教育のシステムを確立
	研究者	<ul style="list-style-type: none"> ・大学教員、理系学生 ・公的研究機関研究者 ・企業研究者 ・中小ベンチャー経営者 	<ul style="list-style-type: none"> ・理系学部に沿った知的財産教育 ・研究者・大学職員等に対する知的財産に関する研修 ・研究者の産学官連携活動をサポートできる障壁整備
	大学等の知財部長本部、TLO、O開発	<ul style="list-style-type: none"> ・大学教員 ・大学事務職員 ・TLOスタッフ 	<ul style="list-style-type: none"> ・疾患の移転や産学連携の一連をマネジメントできる能力を育てるべく、法務、薬剤など外部人材のノウハウを内部に導入
	経営人材	<ul style="list-style-type: none"> ・企業知財部職員 ・中小ベンチャー経営者 	<ul style="list-style-type: none"> ・米国企業の知財部スタッフの資格保有率は高い。日本も知財部門のスタッフにおける弁理士率の向上を図る ・知的財産活動の一連をマネジメントできる能力を育てるべく、知財保護や法務、また経営戦略との連携など、研修の実施や各部門との交流人事署による人材を育てる ・経営幹部、研究開発幹部、知財幹部の三位一体ができる人材を育てるべく、経営人材が知財部門を経験する機会を増やす ・大企業においては、CKO (Chief Knowledge Officer) や CIP (Chief Intellectual Property Officer) の設置する
（権利化化して）	権利官	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産系 	<ul style="list-style-type: none"> ・他分野に関する意識を深め、諸外国の制度を学ぶべく、国内外における人材交流を積極的に進めめる
	弁護士	<ul style="list-style-type: none"> ・弁理士登録 ・知的財産系 ・エンタメロイヤー系 ・技術系 	<ul style="list-style-type: none"> ・合計者数3000人の早期実績 ・理系人材が法科大学院に進むためのインセンティブを作る ・エンタメロイヤースネットワークを強化し、コンテンツビジネスを担当する弁護士を増やす ・弁護士知財ネットを強化し、某の財産に強い弁護士を増やす

分野毎の対策（例）

	職種	内訳	対策
（権利化化して）	弁護士	<ul style="list-style-type: none"> ・特許系 ・商標系 	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士数の増加 ・権利化の実績公表 ・スキルの明確化と高度化（弁理士研修のあり方の見直し等） ・新人弁理士研修の強化
	知財専門人材	弁理士補助業務者	<ul style="list-style-type: none"> ・検定の適用 ・学部レベルでの知的財産実務教育
		特許翻訳者 (技術分野ごとに細分される)	<ul style="list-style-type: none"> ・検定の利用 ・機械翻訳の性能向上 ・明細書等の表面の簡素化
	先行技術文献調査者		<ul style="list-style-type: none"> ・特許庁の審査・技術ノウハウ等の外への開放・移転 ・特許審査官研修のコンテンツをe-learningに適用
全体	行政	知的財産制度監視官	<ul style="list-style-type: none"> ・特許審査官の増員 ・知的財産に関する知識を身に付けるとともに、専門家としてキャリアパスに位置づける ・知財教育に関する教育機関の選択基準 ・民間研究機関との連携、民間・大学・TLOへの研修開設 ・知的財産制度監視官は、外部との人事交流を増やす

8

内閣官房知財戦略推進事務局